



江丹別通信

江丹別
高山
春日

今年(令和6年)の12月2日で、

現行の健康保険証の新たな発行等が終了となります

■現行の健康保険証の新規発行・再発行が終了します。

今年の12月2日で、現行の健康保険証の新規発行、再発行が終了となり、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード(マイナ保険証)での利用を基本とする仕組みへの移行となります。



■現行の健康保険証は、最大1年間(有効期限の到来や変更等がないとき)使用可能です。

お手元にある有効な健康保険証については、今年の12月2日以降も最大1年間(令和7年12月1日まで)使用可能ですが、それまでの間に有効期限の到来、就職・転職・退職や転出入等で健康保険の保険者の変更等が生じた場合は使えなくなります。

■今年の12月2日以降、マイナンバーカードでの健康保険証利用の登録をしていないときは、「資格確認書」が送られます。

今年の12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方(マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちで健康保険証としての利用登録をしていない方)には、お手元にある健康保険証が使えなくなる前に、申請していただくことなく「資格確認書」が交付され、その「資格確認書」で、引き続き医療機関・薬局等を受診することができます。

■マイナ保険証による受診のメリット

より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今まで使った薬剤情報が医師等と共有できます！

手続なしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます！

健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使えます！健康保険の保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

自身の健康管理に役立つ！

マイナポータル(※)で、自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます！

オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータル(※)を通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が、よりカンタンに！

※ マイナポータル
オンラインでさまざまな行政サービスを利用したり、お知らせを受けたり、登録されている自分の情報を確認できる政府公式のウェブサイト。

《裏面に続く》

江丹別公民館から

11月3日、文化の日に江丹別公民館フェスティバル開催！

5年ぶりに「公民館フェスティバル」が、11月3日(日)、江丹別公民館で開催されます。

公民館利用団体の活動報告や発表、そして江丹別小中学校の皆さんによる江丹別太鼓の披露も行います。その他、展示、バザー等を計画しており、展示作品については皆さんからも募集しております。

どうぞ皆さん、お誘い合わせの上、ご来場をお待ちしております。



※ 詳しくは、江丹別公民館(☎ 73-2230)までお電話ください。

特殊詐欺(オレオレ詐欺等)にご注意ください！

オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺による被害が、北海道内で、毎年、約200件前後、約5億円前後発生しており、全体的には高齢者の被害割合が高いですが、架空料金請求詐欺については年齢に関係なく発生しています。

今年度の8月末時点(暫定)では、特殊詐欺の被害が、北海道内で96件の約3億4千5百万円、旭川方面(上川、留萌、稚内等のエリア)で11件発生しており、特に6月以降、北海道内においては、現金手交(手渡し)型の息子をかたつてのオレオレ詐欺が連続発生しているようです。

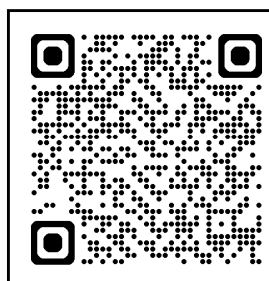
この手口は、息子をかたり、「コロナにかかり、喉をやられた。」「トイレに携帯を落とした(洗濯してしまった)。」「不倫相手を妊娠させてしまった。」「慰謝料(中絶費用)が必要で、別の者が取りに行く。」などと言って、現金の手交(手渡し)場所として駅や公園などに被害者を誘導するというもので、このような電話があったときは(それ以外でも詐欺かなと思ったら)、一人で判断することなく、すぐに警察や家族に相談を。

詐欺電話かなと思ったら、すぐに警察や家族に相談を！

北海道警察 相談電話 ☎ #9110



【発行元】 江丹別まちづくり実行委員会
旭川市江丹別町中央 旭川市江丹別支所内
Tel 0166-73-2001 Fax 0166-73-2055
ホームページ「江丹別(そばとチーズのえたんべつ)」
URL → <https://etanbetsu.com/blog/>
QRコードは右のとおりです。

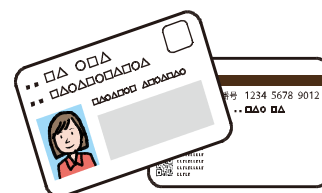


■マイナンバーカードをお持ちでない方の、マイナンバーカード申請方法

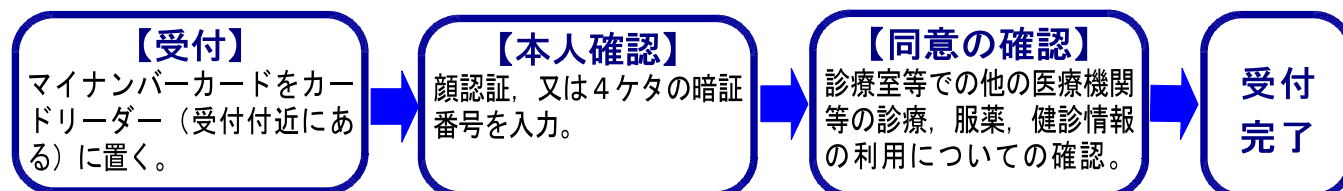
- ① スマートフォン、パソコンで申請（ウェブサイトから）
- ② 市民課又は各支所の窓口で申請
顔写真を撮影し、申請の手続をお手伝いします。
（本人確認書類（顔写真付きの身分証明書等）と、お持ちであればマイナンバー通知カード・住民基本台帳カードを持参してください。）
- ③ 郵送による申請
※ 詳しくは、旭川市のホームページの次のページをご覧ください。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/110/d076576.html>

■マイナンバーカードの健康保険証利用の登録方法

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で登録
マイナンバーカードと、4ケタの暗証番号、又は顔認証で登録。
- ② マイナポータルから登録
スマートフォン、パソコン（カードリーダー要）で登録。
- ③ 市民課又は各支所で登録
マイナポータルからの登録の手続をお手伝いします。
（マイナンバーカードと、4ケタの暗証番号が必要になります。）
- ④ セブン銀行ATMで登録
※ 詳しくは、旭川市のホームページの次のページをご覧ください。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/110/d079168.html>



■マイナンバーカードでの受診時の流れ



■マイナンバーカードの電子証明書の有効期限（券面に記載）にご注意ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限（マイナンバーカードの券面に記載）が切れますと、健康保険証としての資格確認ができなくなることから、有効期限までに電子証明書の更新手続が必要になります。（券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。（マイナポータルでも確認できます。））

更新期限が近づいた方には、期限の3か月前頃までに、地方公共団体情報システム機構から「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が郵送されますので、期限までに、市民課又は各支所で更新手続をしてください。（期限の3か月より前に更新手続を行うと、新たな電子証明書の有効期間が短くなりますので、ご注意ください。）

■マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報の案内番号を選択してください。

2番：マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
＜24時間365日対応。＞

4番：マイナポータル及びスマートフォン用電子証明書関連

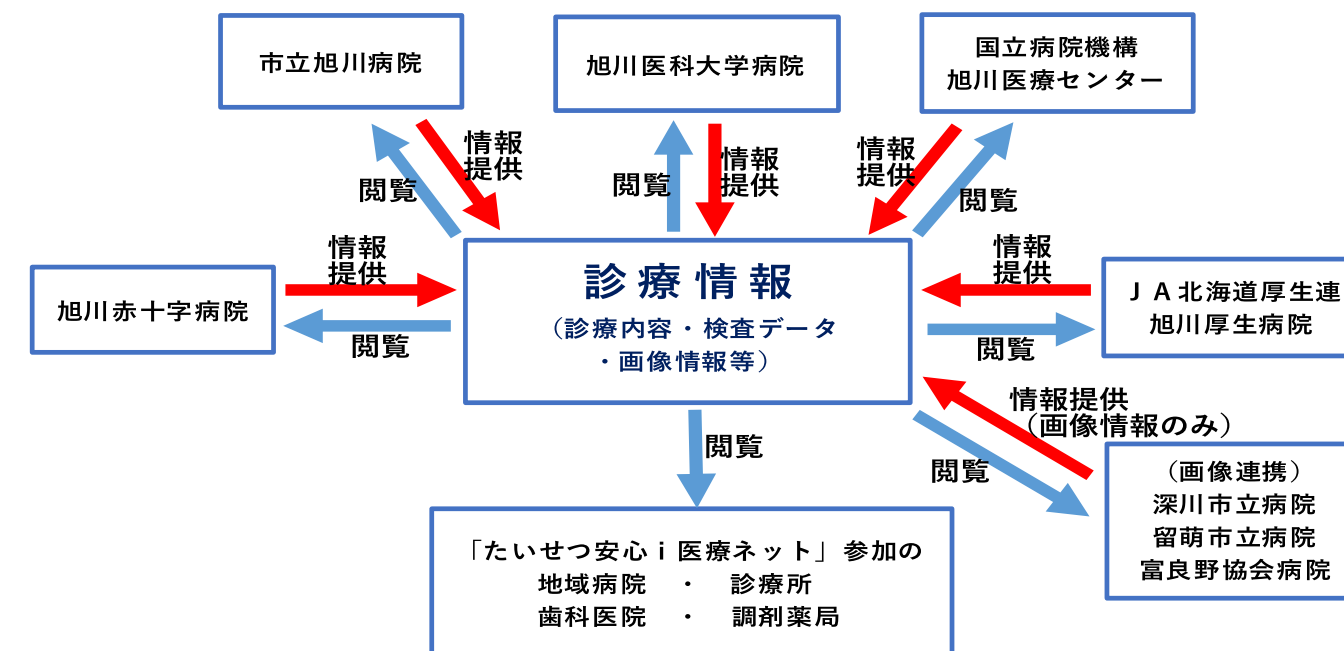
5番：マイナンバーカードの健康保険証利用関連

＜4、5番は、平日 9:30~20:00・土日祝 9:30~17:30（12月29日~1月3日を除く。）対応。＞

ご存知ですか？「たいせつ安心i医療ネット」

旭川市内の5つの公的医療機関（旭川赤十字病院、市立旭川病院、旭川医科大学病院、旭川医療センター、旭川厚生病院）の診療内容、検査データ、画像情報等と、旭川市外の3つの病院の画像情報の診療情報が、本人からの診療情報利用の同意を得ることで、診療情報提供の病院のほか、「たいせつ安心i医療ネット」に参加している医療機関においても診療情報を閲覧することができるというものです。

■「たいせつ安心i医療ネット」の診療情報利用に同意すると



- 上の5つの市内の公的医療機関や市外の3つの病院（以下「公的医療機関等」という。）の診療情報データを利用した診療が、公的医療機関等や「たいせつ安心i医療ネット」参加医療機関でできるようになり、的確な診断を行う上での助けや、無駄な検査や薬剤が原因となるトラブル等を回避することにつながります。
- 救急で公的医療機関等や「たいせつ安心i医療ネット」参加医療機関に運ばれたときに、今まで掛かっていた公的医療機関等の診療情報が利用できます。

■利用の同意（登録）方法

- 公的医療機関等や「たいせつ安心i医療ネット」参加医療機関で、「たいせつ安心i医療ネット」の情報利用同意書に署名等をする事で同意（登録）となります。
同意（登録）後、医療ネットカードが渡されます。（「たいせつ安心i医療ネット」参加医療機関での同意のときは、後日郵送。）
- 同意（登録）は無料です。



■お問合せ（5つの公的医療機関のお問合せ先）

- 旭川赤十字病院 地域医療連携室 ☎ 22-8111（内線：1188）
- 市立旭川病院 地域医療連携課 ☎ 72-4002（直通）
- 旭川医科大学病院 地域医療連携室 ☎ 69-3055
- 国立病院機構 旭川医療センター 地域医療連携室 ☎ 51-3161（代）
- JA北海道厚生連 旭川厚生病院 地域医療連携室 ☎ 33-7171（代）